

議会運営委員会議次第

日 時 令和2年5月26日(火)
午後1時30分～
場 所 議事堂(議場)

1. 議 題

- ① 令和2年第2回二宮町議会定例会の運営について

令和2年第2回二宮町議会定例会上程議案

番号	議案名
1	農業委員会委員の任命について
2	農業委員会委員の任命について
3	農業委員会委員の任命について
4	農業委員会委員の任命について
5	農業委員会委員の任命について
6	農業委員会委員の任命について
7	農業委員会委員の任命について
8	農業委員会委員の任命について
9	農業委員会委員の任命について
10	農業委員会委員の任命について
11	農業委員会委員の任命について
12	農業委員会委員の任命について
13	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
14	二宮町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
15	二宮町税条例の一部を改正する条例
16	二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
17	二宮町介護保険条例の一部を改正する条例
18	消防ポンプ自動車の購入物品供給契約について
19	令和2年度二宮町一般会計補正予算(第3号)
報告 1	令和元年度二宮町土地開発公社事業報告及び決算報告について
報告 2	令和元年度二宮町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
報告 3	令和元年度二宮町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

令和2年第2回二宮町議会定例会上程議案説明資料

番号	議案名及び議案内容等
1	農業委員会委員の任命について 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものです。(総務課)
2	農業委員会委員の任命について 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものです。(総務課)
3	農業委員会委員の任命について 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものです。(総務課)
4	農業委員会委員の任命について 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものです。(総務課)
5	農業委員会委員の任命について 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものです。(総務課)
6	農業委員会委員の任命について 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものです。(総務課)
7	農業委員会委員の任命について 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものです。(総務課)
8	農業委員会委員の任命について 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものです。(総務課)
9	農業委員会委員の任命について 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものです。(総務課)
10	農業委員会委員の任命について 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものです。(総務課)
11	農業委員会委員の任命について 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものです。(総務課)
12	農業委員会委員の任命について 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものです。(総務課)

番号	議案名及び議案内容等
13	<p>特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策の財源確保のため、特別職の職員の給与及び期末手当の支給割合を改正することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案するものです 【例規集 1-5301】(総務課)</p>
14	<p>二宮町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>人事院規則の一部を改正する規則が改正され、新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当の防疫等作業手当の特例として新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対し、感染症等接触手当の特例を措置したことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案するものです。 【例規集 1-5851】(総務課)</p>
15	<p>二宮町税条例の一部を改正する条例</p> <p>地方税法の一部を改正する法律が改正されたことに伴い、償却資産に係る固定資産税の特例措置の対象を拡大し、期限を延長するとともに、軽自動車税の環境性能割の税率を軽減し、期限を延長するため、本条例に必要な改正をするために提案するものです。 【例規集 1-8351】(総務課)</p>
16	<p>二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少する世帯等の保険税の減免を遡って対象とするため、本条例に必要な改正をするために提案するものです。 【例規集 2-3851】(福祉保険課)</p>
17	<p>二宮町介護保険条例の一部を改正する条例</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少する世帯等の保険料の減免を遡って対象とするため、本条例に必要な改正をするために提案するものです。 【例規集 2-7381】(高齢介護課)</p>
18	<p>消防ポンプ自動車の購入物品供給契約について</p> <p>予定価格が700万円以上となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、消防ポンプ自動車の購入について、物品供給契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定によって、議会の議決を求めるものです。 (消防課)</p>
19	<p>令和2年度二宮町一般会計補正予算(第3号)</p> <p>歳入歳出それぞれ149,299千円を追加し、予算総額を11,293,160千円とするものです。</p> <p>歳入の主なものにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金、小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業債の追加です。</p> <p>歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費及びICT教育推進事業の追加等です。</p>

番号	議案名及び議案内容等
報告 1	令和元年度二宮町土地開発公社事業報告及び決算報告について 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、二宮町土地開発公社の経営状況を報告するものです。
2	令和元年度二宮町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について 繰越明許費として議決を経た、東大果樹園跡地活用事業及び消防団員被服購入事業について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです
3	令和元年度二宮町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について 町民温水プールろ過装置等及びポンプ関係工事を事故繰越しするため、地方自治法施行令第 150 条第 3 項において準用する同令第 146 条第 2 項の規定により、事故繰越し繰越計算書を調製したので報告するものです。

議案等の発送日 令和 2 年 5 月 29 日 (金)

令和 2 年第 2 回二宮町議会定例会 議事及び会期日程 (案)

(令和 2 年 5 月 26 日開催 議会運営委員会)

	6月 5日 (金)	9:00	議会運営委員会	
		9:30	本会議	
	①署名議員の指名について			4番 二宮 節子 議員 9番 渡辺 訓任 議員
	②会期の決定について			6/5~6/16 12日間
	③新型コロナウイルス感染症拡大に際し第一線の医療提供体制堅持を 求める陳情			協議事項 (陳情第1号)
	④農業委員会委員の任命について			即決 議案第27号
	⑤農業委員会委員の任命について			即決 議案第28号
	⑥農業委員会委員の任命について			即決 議案第29号
	⑦農業委員会委員の任命について			即決 議案第30号
	⑧農業委員会委員の任命について			即決 議案第31号
	⑨農業委員会委員の任命について			即決 議案第32号
	⑩農業委員会委員の任命について			即決 議案第33号
	⑪農業委員会委員の任命について			即決 議案第34号
	⑫農業委員会委員の任命について			即決 議案第35号
	⑬農業委員会委員の任命について			即決 議案第36号
	⑭農業委員会委員の任命について			即決 議案第37号
	⑮農業委員会委員の任命について			即決 議案第38号
1	⑯特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例			協議事項 議案第39号
	⑰二宮町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例			総務建設経済常任委員会 に付託 議案第40号
	⑱二宮町税条例の一部を改正する条例			総務建設経済常任委員会 に付託 議案第41号
	⑲二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例			教育福祉常任委員会 に付託 議案第42号
	⑳二宮町介護保険条例の一部を改正する条例			教育福祉常任委員会 に付託 議案第43号
	㉑消防ポンプ自動車の購入物品供給契約について			即決 議案第44号
	㉒令和2年度二宮町一般会計補正予算(第3号)			即決 議案第45号
	㉓令和元年度二宮町土地開発公社事業報告及び決算報告について			報告 報告第1号
	㉔令和元年度二宮町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告につ いて			報告 報告第2号
	㉕令和元年度二宮町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告につ いて			報告 報告第3号
2	6月 6日 (土)		休会	
3	6月 7日 (日)		休会	
	6月 8日 (月)		本会議 休会	
4	9:30		総務建設経済常任委員会	付託案件審査
			教育福祉常任委員会	付託案件審査

5	6月9日(火) 休会	● 休会
6	6月10日(水) 休会	● 休会
7	6月11日(木) 9:30 本会議	一般質問受付 5/29 9:00 ~ 6/3 正午
	一般質問	
8	6月12日(金) 9:30 本会議	
	一般質問	
9	6月13日(土) 休会	
10	6月14日(日) 休会	
11	6月15日(月) 休会	
12	6月16日(火) 13:00 本会議	報告・質疑・討論・表決
	委員長報告(条例・陳情)	

● 協議・確認事項

1. 請願及び陳情の取扱い・執行者への出席要請について

陳情審査案件	趣旨説明	取扱い(執行者出席要請)
③新型コロナウイルス感染症拡大に際し第一線の医療提供体制堅持を求める陳情	有	<input type="checkbox"/> 教育福祉常任委員会に付託 (担当部長以下) <input type="checkbox"/> 机上配付

※条例関係の町長提出議案の審査は、「町長以下担当班長まで」が出席します。

2. 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の取扱い(議案第39号)について

2020年5月20日

新型コロナウイルス感染症拡大に際し 第一線の医療提供体制堅持を求める陳情

二宮町議会議長
野地洋正殿

陳情者

住所 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2TS プラザビル2F

団体名 神奈川県保険医協会

代表者 田辺 由紀夫

陳情の要旨

- 一. 地域住民のセーフティネットである第一線医療の医療崩壊を起こさないよう、医療機関への支援策を充実し迅速に対応すること。
- 一. 具体的には、国の緊急経済対策として計上された「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」、募金等の活用で下記支援策の創設を検討すること。
 - ◆休業医療機関及び経営困難医療機関への支援金制度
 - ◆発熱外来を行う診療所への経済支援、感染対策強化にかかる費用助成制度
 - ◆医療機関のテナント料支払にかかる家賃補助制度
 - ◆減収15%未満のセーフティネット保証5号における信用保証料全額補助や利子補給による実質無利子化

陳情の理由

4月7日に出された緊急事態宣言が延長され、医療現場は依然混乱と危機的状況が続いています。第一線医療を担う開業医のもとには発熱症状等があってもPCR検査に至らない患者、また明確な兆候がみられない「無症候感染者」が日々来院し、その前提での診療体制が求められています。感染拡大前よりも一層の感染症対策の強化が求められ、医療スタッフの負担が増える一方で、患者の受診控えに伴う医業収入の大幅減という厳しい状況に立たされています。その中でもかかりつけ医として、動線や診療時間を分けるなど工夫を凝らし、発熱患者への対応とそれ以外（慢性疾患の患者等）の通常診療を続けています。

とりわけ歯科は、「歯科医療機関における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための院内感染対策について」（4月6日付厚労省医政局発出）を機に休診や診療時間短縮に踏み切る施設が出ており、事実上診療縮小が余儀なくされています。また休診せずとも感染への不安から患者の受診控えが特に顕著に出ており、経営悪化が深刻です。当会が行ったアンケートでは「閉院を考えざるを得ない」との声もあり、特に経営体力の弱い歯科は持ちこたえられず、倒産に至るケースが出てくる可能性があります。

患者・住民の健康を守るため、流行期及びアフターコロナ下の第一線の医療提供体制の堅持が求められます。つきましては医療機関に対する支援を強めていただきたく陳情いたします。

第2回定例会の対策

緊急事態宣言は解除されたが、第2波感染防止のため、以下の対策を講ずる。

本会議（初日・最終日） …6月5日（金）・16日（火）

- 座席 ⇒【資料①】
- 議会運営委員長の日程案報告 ⇒自席・着席（演壇を使用しない）
- 町長による議案の提案理由説明 ⇒自席・着席（演壇を使用しない）
- 常任委員長による審査結果報告 ⇒自席・着席（演壇を使用しない）
- 議員の発言（質疑・討論）⇒着席（起立しない）
- 執行者の発言（説明・答弁）⇒着席（起立しない）
- 議会事務局職員による陳情朗読 ⇒省略
- 採決は起立による

常任委員会 …6月8日（月）

- 議場で行う。委員長は議長席に、議長は委員長の席に移動。 ⇒【資料②】
- 総務建設経済常任委員の座席＝青、教育福祉常任委員の座席＝ピンクの紙を貼る。
- 陳情者の補足説明は当日の口頭説明ではなく、書面での事前提出に代える。
- 陳情審査における執行者側への参考質疑は実施。
- 執行者（部長・課長）による議案の補足説明は、当日に資料配付や口頭説明を行うのではなく、事前（6月5日）に資料と口述説明（書面）を配付する。
- 採決は挙手による

本会議（一般質問） …6月11日（木）・12日（金）

- 議員の発言は質問者に限定されることから、議員の席をマイクが無い座席にも振り分け、議員間の間隔を広げる。 ⇒【資料③】
- 演壇と質問席は質問者のみ使用する。
- 町長以下執行者の答弁 ⇒自席・着席（CATVテロップ挿入※注）
※注 CATV 放映時にテロップ『感染症予防のため、町長以下職員はマスクを使用し、着席で答弁しています。』を随時挿入。
- 一般質問件数・発言時間 ⇒1名につき2件まで、通告人数が2日間で計8名の場合、発言時間は30分、9名の場合は25分、10名の場合は20分。
- 質問者の順番 ⇒通告締切後（6月3日13時00分～）に議長・議会運営委員会正副委員長が協議の上決定し、定例会初日の議会運営委員会で報告する。
- 通告内容の重複を避ける。質問内容が重複する場合は「先ほど〇〇議員へのご質問でお答えした通り」とどめ、あらためて同じ説明をしない。
- 休憩時に共用物（演壇・質問席・プロジェクタ用パソコン・一部職員席・対象のマイク）を消毒する。質問者入替え時の休憩時間は20分とする。
- 休憩時間の議員間・職員・その他との打合せ（雑談）は議場から出て行う。

- 答弁の予定が無い（答弁する可能性が低い）職員は出席しない。
- 手話通訳者にはフェイスシールドを準備しているが、着用するか否かは通訳者自身で判断する。
- 一般質問を中止する要件（主に下記①②から判断）
 - ①町内における2週間以内の感染者が増加している（拡大傾向にある）こと。
 - ②議員及び職員、その家族の感染（疑い含む）状況。

その他

- ・毎朝の検温 ⇒発熱ほか体調不良の場合 ⇒欠席
- ・同居家族に発熱・咳など新型コロナウイルス感染症の兆候がある場合 ⇒欠席
- ・感染の可能性がある別居親族、知人等と2週間以内に接点があった（濃厚接触した・あるいはした可能性がある）場合 ⇒欠席
- ・議場では顔を向き合わせての会話をしない。大声を出さない。
- ・休憩時間はなるべく議場から出る。
- ・控室でも顔を向き合わせての飲食・会話を避け、対人間隔を取る。
- ・マスク着用 ⇒発言時はマイクを近づけすぎず、明瞭に聞こえるよう注意する。
- ・マイボトル持参
- ・手は自分のタオル・ハンカチで拭く。

対策のポイント

- A 対人間隔（接近・接触時間の制限）
- B 共用物の限定